



かとう COOL CHOICE ウィーク

クールチョイスとは、脱炭素社会実現のための「製品の買替え」「サービスの利用」「ライフスタイルの選択」等、日常生活の中で、地球温暖化対策のための“賢い選択”をしていこうという取組のことをいいます。加東市では、市民のみなさんに、クールチョイスについての理解と関心を深めていただくため、家族で遊び、楽しみながら地球温暖化対策について学べるイベント『かとう夏のCOOL CHOICE ウィーク』を開催します。

自由研究に
ピッタリ!!



＜実施内容＞

◎クールチョイスパネル展示

気候変動が地球環境にもたらす影響と日常生活でできる対策について紹介します。

◎VRシアター

気候変動によって、近い将来起こりうる異変を、仮想現実の世界で体験できるVRゴーグルを設置します。

◎ダジックアース展示

さまざまな情報を表示できる直径2mのデジタル地球儀を展示します。

◎協力企業や協力団体による展示・ワークショップ

加東市内および加東市周辺の企業や市民団体等が実施する環境保護の取組についての展示や、環境保護に関係した工作や体験ができるワークショップを実施します。

※ワークショップの日程等詳細は、市ホームページをご覧ください。生活環境課にお問い合わせください。

☆会場に設置されたメッセージボードに、環境保護に関するメッセージを書いていただいた来場者には、クールチョイスグッズをプレゼントします。※無くなり次第終了します

＜開催日時＞

7月25日(月)、26日(火)、28日(木)～31日(日) 10時～16時 ※31日(日)は、15時まで

＜開催場所＞

滝野複合施設3階 会議場（加東市下滝野1369-2）

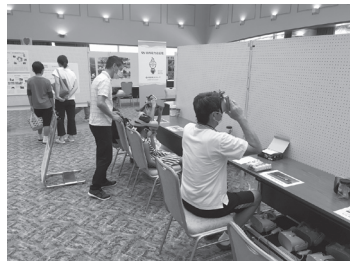
＜出展企業・団体等＞

☐アスカカンパニー(株) ☐ (株)オイコスジャパン ☐ 関西電力送配電(株) 兵庫支社 ☐ CUORE(クオーレ)

☐ con tutti(コントウッティ) ☐ (株)シナジー&リサイクルソリューションズ ☐ やしろの森公園協会

☐ 兵庫県地球温暖化防止活動推進員北播磨地区連絡会(北はりエコ) ☐ ひょうごSDGsネットワーク

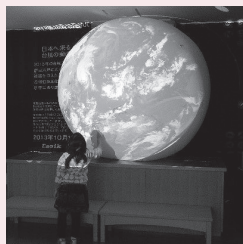
☐ (福)加東市社会福祉協議会 ☐ 加東エコ隊 ☐ (一社)加東市観光協会



今年もやって来る！2mのデジタル地球儀「ダジックアース」

「ダジックアース」は、直径2mの球形スクリーンに、プロジェクターで投影するデジタル地球儀です。地球の気温変化の様子や台風の発生、雲の動き等、さまざまな情報を表示することができます。

京都大学大学院から機材の貸与を受け、開催期間中、会場内に展示します。



問市民協働部生活環境課(庁舎1階) ☎43-0502

補聴器は 早めの使用がおすすめ!

補聴器貸出体験コース

ご購入前にご自宅や日常生活の中でお試しください。ご検討の際はぜひご利用ください。

定額レンタルサービス

初期費用無料、月々定額で調整・修理費用等込み、気軽に補聴器をお使い頂ける補聴器定額レンタルサービスです。

お気軽にご相談ください!

早期装用のメリット
早めのほうが補聴器になじみやすい!
聞き取りを良い状態に保ちやすい!

聞こえにくい状態を放置すると聞き取りの力が低下することも。聞こえにくさを感じたら、早めに補聴器の使用をご検討ください。

補聴器専門店
補聴器センター
めいりよう
やしろBio店 加東市社1126-1 イオン社Bio2階
TEL:0795-42-7500 FAX:050-6860-5285



広告

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方々へ -

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を減免

	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料
対象	下記の①、②の両方に該当する保険税(料) ①令和3年度分および令和4年度分のもの ②納期限が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間のもの		下記の①、②の両方に該当する保険料 ①令和4年度分のもの ②納期限が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間のもの
対象世帯(者)	◎全額免除 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯 ◎全額または一部減免 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯で、下記のA～Cの全てに主たる生計維持者が該当する世帯 A事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入(以下「事業収入等」という。)が前年に比べ30%以上減少する見込みである B前年の合計所得金額が1,000万円以下である C収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である 【減免額＝対象保険税(料)額<表1>×減免割合<表2>】 表1 対象保険税(料)額＝A×B÷C A 世帯の被保険者全員について算定した保険税額 ※後期高齢者医療保険料は、当該被保険者について算定した保険料額 B 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等にかかる前年の所得額(減少することが見込まれる事業収入等が複数ある場合は、その合計額) C 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者およびその世帯に属する全ての被保険者の前年の合計所得金額 表2 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額 減免割合 A 300万円以下 100% B 300万円を超え400万円以下 80% C 400万円を超え550万円以下 60% D 550万円を超え750万円以下 40% E 750万円を超え1,000万円以下 20% ※世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症の影響で事業等を廃止、失業した場合は、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税(料)額を全額免除。		◎全額免除 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った第1号被保険者(65歳以上)の方 ◎全額または一部減免 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯で、下記のA、Bの両方に該当する方 A事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入(以下「事業収入等」という。)が令和3年に比べ30%以上減少する見込みである。 B収入の減少が見込まれる当該事業収入等にかかる所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下である(令和3年の事業収入等にかかる所得額が0円以下の場合は、減免対象外) 【減免額＝対象保険料額<表3>×減免割合<表4>】 表3 対象保険料額＝A×B÷C A 当該第1号被保険者の対象となる期間の保険料額 B 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれている令和4年中の事業収入等の所得金額 C 世帯の主たる生計維持者の令和3年中の合計所得金額 表4 世帯の主たる生計維持者の令和3年の合計所得金額 減免割合 A 210万円以下 100% B 210万円を超える 80% ※世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症の影響で事業等を廃止、失業した場合は、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額を全額免除。
申請方法	保険医療課に必要な書類を郵送または持参 ※税務課から7月にお送りする「令和4年度 国民健康保険税課税通知書」が届き次第、申請が可能です。	保険医療課に必要な書類を郵送または持参 ※7月にお送りする「令和4年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書」が届き次第、申請が可能です。	高齢介護課に必要な書類を郵送または持参
問い合わせ	市民協働部保険医療課(庁舎1階) ☎43-0500	市民協働部保険医療課(庁舎1階) ☎43-0501	健康福祉部高齢介護課(庁舎1階) ☎43-0440

必要書類については、各担当課にお問い合わせいただくか、市ホームページでご確認ください。

申請期限は、**令和5年3月31日(金)** ※郵送の場合、必着

